



雀の宮交番だより



令和8年5月号
雀の宮交番
028-653-8110

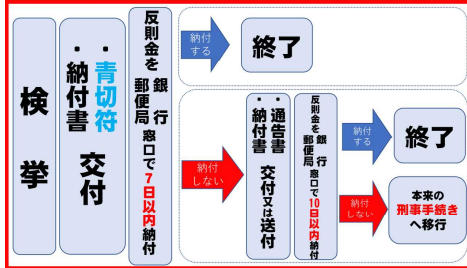
【交通反則通告制度（青切符）導入！！】

令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。自転車安全利用五則等を遵守し、安全で適正な利用をしましょう。

自転車違反

2026年4月1日
青切符導入

16歳以上が対象



青切符の対象となる違反行為の例

- ① 重大な事故につながる恐れが高い違反（即検挙）
 - ・携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
- ② 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
 - ・信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけたとき
 - ・違反を同時に2つ以上行っている（傘を差しながら信号無視）など
- ③ 警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったときなど

自転車の主な交通違反

<p>並進走行・二人乗り</p> <p>歩道通行時の通行方法（徐行・停止）</p> <p>3,000円</p>	<p>指定場所一時不停止等</p> <p>傘差し・イヤホン使用</p> <p>5,000円</p>
<p>右側通行</p> <p>信号無視</p> <p>6,000円</p>	<p>携帯電話使用等（保持）</p> <p>7,000円</p> <p>即検挙</p>
<p>12,000円</p> <p>即検挙</p> <p>TOCHIGI POLICE</p>	

交通反則通告制度

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へは移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

16のNO! 自転車危険行為

「自転車運転者講習」受講対象 ※下記の「法」とは「道路交通法」のことです。

<p>1 信号無視 法第7条違反</p>	<p>2 通行禁止違反 法第8条第1項違反 ※警察署長の許可を得た場合は除きます。</p>	<p>3 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反） 法第9条違反</p>	<p>4 通行区分違反 法第17条第1項、第4項又は第6項違反</p>	<p>5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 法第17条の3第2項違反</p>
<p>6 遮断踏切立入り 法第33条第2項違反</p>	<p>7 交差点安全進行義務違反等 法第36条違反</p>	<p>8 交差点優先車妨害 法第37条違反</p>	<p>9 環状交差点安全進行義務違反等 法第37条の2違反</p>	<p>10 指定場所一時不停止等 法第43条違反</p>
<p>11 歩道通行時の通行方法違反 法第63条の4第2項違反</p>	<p>12 制動装置不良 法第63条の9第1項違反</p>	<p>13 酒酔い・酒気帯び運転 法第65条第1項違反</p>	<p>上記の危険な行為を過去3年以内に2回以上摘発されると...</p> <p>自転車運転者講習の受講が命じられます。 ※受講義務の対象となるのは14歳以上。</p> <p>命令を受けてから、3か月以内の指定された期間内に受講しないと... 5万円以下の罰金</p> <p>講習の時間：3時間 講習手数料：6,150円</p>	
<p>14 安全運転義務違反 法第70条違反</p>	<p>15 携帯電話使用等 法第71条第5号の5違反</p>	<p>16 妨害運転 法第117条の2第1項第4号、法第117条の2の2第1項第8号違反 ※他の車両の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさぐなどの行為</p>	<p>事故を起こせば加害者としての責任を問われることも... 方が一の事故に備えて、「自転車保険等」に加入しましょう。</p>	